

○『「酒類保存のため酒類に混和することができる物品」の取扱いについて（法令解釈通達）』・新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後			改正前		
○「酒類保存のため酒類に混和することができる物品」の取扱いについて			○「酒類保存のため酒類に混和することができる物品」の取扱いについて		
(省略)			(同左)		
別表1 長官指定告示物品の使用目的の細目と定義			別表1 長官指定告示物品の使用目的の細目と定義		
細目	定義	長官指定告示物品名	細目	定義	長官指定告示物品名
清澄	(省略)	(省略)	清澄	(同左)	(同左)
酸化防止	(省略)	(省略)	酸化防止	(同左)	(同左)
酒質保全	酒類の貯蔵工程において、酒質を劣化させる物質の生成防止又は酒質を劣化させる物質の除去により、酒質の保持と安定化を図ることをいう。	ウレアーゼ、DL-酒石酸水素カリウム、L-酒石酸水素カリウム、 <u>アラビアガム又はクエン酸</u>	酒質保全	酒類の貯蔵工程において、酒質を劣化させる物質の生成防止又は酒質を劣化させる物質の除去により、酒質の保持と安定化を図ることをいう。	ウレアーゼ、DL-酒石酸水素カリウム、L-酒石酸水素カリウム、 <u>又はアラビアガム</u>
再発酵防止	(省略)	(省略)	再発酵防止	(同左)	(同左)
酸度調整	(省略)	(省略)	酸度調整	(同左)	(同左)
酒質矯正	(省略)	(省略)	酒質矯正	(同左)	(同左)
副剤	(省略)	(省略)	副剤	(同左)	(同左)
(以下略)			(同左)		